

— 福岡県歯科保険医協会主催 —

＜施設基準の経過措置期限にご注意ください。詳細は裏面を＞

「**歯初診・外来環・か強診・歯援診**」

# 施設基準対応研修会

別府口腔保健センター長

講師：**黒川英雄** 先生

## 研修内容

- ・高齢者の心身の特徴～認知症への対応～
- ・歯科疾患の重症化予防に資する継続的な管理～口腔機能の管理を含む～
- ・偶発症に対する緊急処置、医療事故への対応
- ・感染症対策等の院内感染防止対策  
(**歯科診療における標準予防策および新興感染症への対策を含む**)
- ・在宅医療・介護等に関する歯科医療への対応

日時：2023年3月11日(土)17時～20時

会場：九州ビル9階 大ホール

(福岡市博多区博多駅南1-8-31 TEL092-461-1112)

定員：192名(定員になり次第×切らせていただきます)

## 【注意事項】

- ★風邪症状がみられる方はご参加をお控えください。手指消毒、マスク着用にご協力ください。
- ★新型コロナ拡大防止のため延期する場合があります。(協会HPを確認ください。)
- ★遅刻・早退の場合は、受講証は発行できません。会員ご本人以外の代理受講はできません。
- ★未入会の先生は、前日までに入会の手続きをお済ませください。
- ★キャンセルの場合は、2日前までにご連絡ください。
- ★早急に届出が必要な医療機関を優先させていただく場合がございます。

3/11(土)施設基準対応研修会 **ご参加申込 FAX 092-473-7182宛**

★当日は、この FAX 申込用紙を受付にお渡しください。

お名前 \_\_\_\_\_

医療機関名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

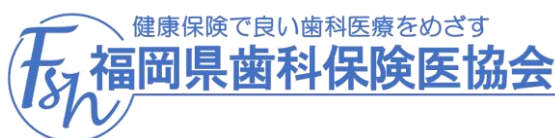


QRコード  
からも申込  
可能です。

【チェックをお願いします】

- 協会会員
- 歯科保険医協会に入会する

協会入会金 3,000円  
会費(1ヶ月) 5,000円



健康保険で良い歯科医療をめざす

福岡県歯科保険医協会

〒812-0016

福岡市博多区博多駅南1-2-3 博多駅前第一ビル8F

TEL:092-473-5646/FAX:092-473-7182

## 施設基準の経過措置期限にご注意ください

2022年診療報酬改定において、初診料の注1、在宅療養支援歯科診療所1（歯援診1）に係る施設基準が変更されています。

前回受講日・受講内容を確認し、必要な場合2023年3月11日（土）に行う施設基準研修会を受講してください。

## 初診料の注1に係る施設基準の届出

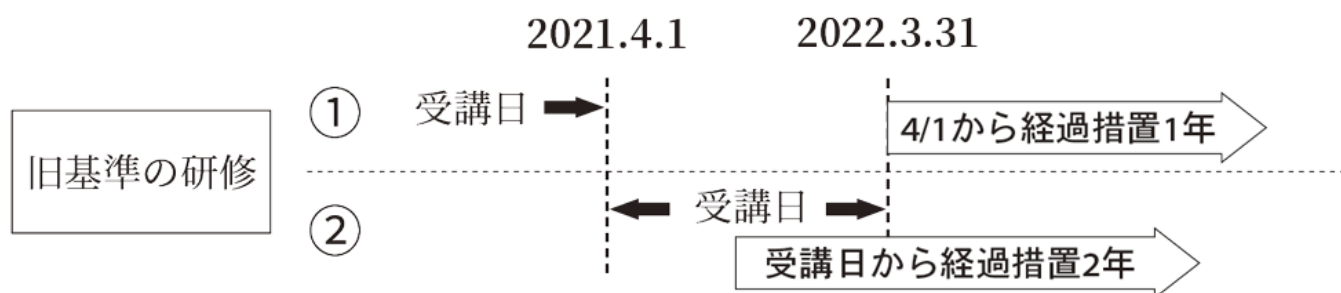
初診料の注1に係る施設基準が見直され、常勤歯科医師が4年に1回以上、定期的に受講が必要な研修内容が歯科外来診療の院内感染防止に係る標準予防策および新興感染症に対する対策に変更されました。

受講日と受講内容によって、有効期間が異なるため注意が必要です。

① 2021年3月31日以前に旧基準の研修を受講している場合、経過措置期限である2023年3月31日までに新基準の研修を受講する必要があります。

② 2021年4月1日～2022年3月31日までに旧基準の研修を受講している場合、経過措置期限は受講日から2年間となります。例えば2021年4月1日に受講している場合、2023年3月31日に期限が切れます。

※今回の研修は新基準の研修となります。



## 歯援診1に係る施設基準の届出

施設基準における歯科訪問診療料の実績要件が変更されました。2022年3月31日以前に歯援診1の届出を行っている場合、2023年3月31日までは基準を満たしているものとされます。

それ以降も算定を続ける場合には、2023年3月31日までに再度届出をする必要があります。なお、再届出を行う際には、届出日から3年以内の研修受講が必要です。